

休眠預金等活用制度の今後のスケジュール（案）

		5年後見直し	
R5年7月	上旬	6/30 改正法公布・施行① 【項目⑤、⑥】	
	中旬		
	下旬		
8月	上旬		
	中旬	基本方針の改定（Ⅰ） 【項目③を除く全て】	
	下旬		
9月	上旬	・議連（8/29） ・審議会	
	中旬		
	下旬	・パブコメ（30日間） ・意見検討	
10月	上旬	23年度基本計画・ 23年度事業計画の改定（Ⅰ） 【項目⑤～⑫】	基本方針の改定（Ⅱ） 【項目③】
	中旬	・議連 ・審議会	
	下旬	改定	
11月	上旬	※ 通常枠(第2回)公募開始	
	中旬		
	下旬	23年度基本計画・ 23年度事業計画の改定（Ⅱ） 【項目①～④】	
12月	上旬		
	中旬	・議連 ・審議会	
	下旬	改定 改正法施行②【項目①～④】 ※改正法公布日（R5 6/30）から9月以内の政令で定める日	
R6年1月	上旬	※ JANPIA 活動支援団体・出資に係る公募開始	
	中旬		
	下旬	24年度基本計画の策定	
2月	上旬	・議連 ・審議会	
	中旬	策定	
	下旬	24年度事業計画の策定	
3月	上旬		
	中旬	・議連 ・審議会	
	下旬	策定	

（注）「休眠預金等活用法の5年後見直しの対応方針」（令和4年12月16日内閣府）における見直し事項

①目的規定（ソーシャルセクター支援）【法律改正】、②活動支援団体の創設等【法律改正】、③出資の実現【法律改正】、④法の見直し規定【法律改正】、⑤国際協力【法律改正】、⑥JANPIA事務費特例【法律改正・府省令改正】、⑦助成限度額の決定方法（中期目標）、⑧行政施策との役割分担、⑨自己資金の確保、⑩同一事業の再申請・事業期間の延長、⑪PO関連経費の助成、⑫成長期・成熟期の活動支援